最終更新日：2019年11月28日

株式会社サンヨーハウジング名古屋
代表取締役社長　沢田康成
問合せ先：コンプライアンス・リスク管理室長　村瀬昭宏
証券コード：8904
http://www.sanyo-hn.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスが、お客様、従業員、株主、地域社会等のあらゆるステークホルダーに対して、透明・公正かつ迅速で適切な意思決定を行う仕組みとして、また事業の継続および持続的な企業価値向上の観点からも、より一層の強化と充実が重要な経営課題との認識を持っており、適宜見直しを行い、コーポレートガバナンス向上に向けた改善に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2-4]
議決権の電子行使につきましては、機関投資家や海外投資家のご意見・ご要望を踏まえ、各種手続き・費用等を勘案し、今後の検討事項としてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4. いわゆる政策保有株式]
(1) .政策保有に関する方針
当社は、事業の拡大、持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠との観点から、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、取締役会の決議によって取得していく方針です。
また、保有している政策保有株式は、毎年取締役会において個別にその意義や経済合理性等を総合的に評価、検証し、保有する妥当性が認められない場合は縮減していく方針です。
なお、2019年８月期は、政策保有株式１銘柄を42百万円で売却しております。
(2) 議決権の行使
当社は、投資先の経営方針を尊重した上で、協力関係に基づく相互の中長期的な企業価値向上に資するかを重要な判断基準の一つとして議決権の行使を判断します。
株主価値が大きく毀損する事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じた場合などは、個別に対話を行い賛否を判断します。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]
当社が当社の役員や主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規程の定めに従い、取締役会の決議を必要としており、また当該取引の結果について取締役会に報告することとしております。

[原則　2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]
企業年金チームには、人事や資金運用に詳しい役員等を配置して、運用の基本方針や政策的資産構成割合の見直し・運用実績の検討等を行なっております。
実際の資金運用は金融機関に委託しており、その運用状況は四半期に一度の定例報告会でモニタリングして、受益者利益の最大化及び利益相反の適切な管理に努めております。

[原則3-1. 情報開示の充実]
(1) 当社は「時代の変化に適応し、社会に愛され必要とされる企業を目指す。」という経営理念に基づき、当社の目指す方向性を長期ビジョンに、日々の事業活動で果たす役割をミッションとしてそれぞれ定義し、長期ビジョンの実現に向けた具体的なアクションプランとして中期経営計画を策定し公表しております。
(2) 当社のコーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(3) 取締役の報酬の決定については、1997年3月28日の臨時株主総会、及び2019年11月27日の定時株主総会で承認頂いた金額の範囲内で、支給しております。また個別の取締役の報酬については、指名報酬委員会を設置して会社業績、貢献度、適正性等を総合的に判断して協議しております。指名報酬委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。
(4) 取締役の選解任については、指名報酬委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。解任については、法令または定款に違反する行為があった、職務の怠慢により著しく企業価値を棄損した、健康上の理由等から職務の遂行が困難になった等に該当した場合であります。
(5) 取締役候補者および監査役候補者の選解任理由は、株主総会招集通知参考書類にて開示しております。

[補充原則4-1-1]
当社の取締役会は、法令または定款で定められた事項、株主総会の決議により委任された事項のほか、取締役会規程等に定める経営に関する重要事項の意思決定を行っております。また、取締役会は経営陣に対する委任の範囲を決定し、その概要を開示しております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質]
当社は、社外取締役および社外監査役の候補者選定に当たり、会社法および証券取引所の定める独立性に関する要件を満たすことを前提とし、当社の経営に対 し、それぞれの識見に基づき率直かつ建設的に助言、監督ができる高い専門性や豊富な経験があることを重視しております。 なお、独立役員に関する独立性の判断基準に関しては、本報告書「2. 1. 独立役員関係(その他独立役員に関する事項)」に記載の通りです。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は、取締役会の全体としての知識･経験･能力のバランス、多様性および適正規模を意識した構成としております。当社取締役の任期は1年であり、毎年、定時株主総会において取締役を選任しております。また取締役候補者の選任理由及び略歴等は株主総会招集通知参考書類等に開示しています。

[補充原則4-11-2]
当社社外取締役･社外監査役の他の会社の役員兼任状況は、第30回定時株主総会招集ご通知に記載しております。当社の社外取締役･社外監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、当社の業務を適切に行う上で兼務の範囲が合理的かどうか等を確認しております。

[補充原則4-11-3]
当社は継続的に取締役会の実効性を高めるため、取締役会の構成･取締役会の運営･取締役会の議題･取締役会を支える体制について、取締役および監査役全員を対象に、自己評価によるアンケートを実施し、取締役会全体の実効性に関する分析･評価を行いました。
分析･評価した結果、当社の取締役会全体の実効性は確保されていることを確認いたしました。「中期経営計画の進捗報告の充実」、及び「取締役会のより一層の審議充実」をすることで、当社取締役会の実効性を一層高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2]
新任者をはじめとする取締役･監査役は、その役割･責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。このため、当社は、個々の取締役･監査役に適合したトレーニングの機会の提供･斡旋やその費用の支援を行っております。

[原則5ー1. 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、株主との対話およびIRに関する担当部署を成長戦略部とし、担当する取締役を定めております。
株主との建設的な対話を実現する手段として、アナリスト、機関投資家およびマスコミ向けの決算説明会を年2回開催するなどのほか、要望に応じて随時個別面談の機会を設け、継続的な対話を行うように努めております。これらの対話の内容および結果については、取締役会に報告を行うほか、関係各部門との共有を行っております。
また、株主および投資家に対する情報提供の公平性、証券市場の健全性を確保する観点から、投資判断に影響を及ぼすインサイダー情報を社内規程に基づき厳格に管理するほか、株主との対話の場においてもインサイダー情報の提供は行いません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮崎佳代	4,090,700	28.05
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社	967,200	6.63
ビービーエイチ フイデリテイ ピユーリタン フイデリテイ シリーズ イントリンシツク オポチユニテイズ フアンド	656,900	4.50
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノン トリーテイー アカウント	540,900	3.70
ビービーエイチ ボストン フォー ノムラ ジャパン スモーラー キャピタライゼイション ファンド620065	331,100	2.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	236,000	1.61
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A／C UK LONDON BRANCH CLIENTSーUNITED KINGDOM	225,500	1.54
資産管理サービス信託銀行株式会社	212,600	1.45
株式会社三菱UFJ銀行	192,000	1.31
サンヨーハウジング名古屋従業員持株会	185,300	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注)割合は、自己株式数(303,555株)を控除して計算しております。

･大株主の状況は、2019年8月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	8 月
業種	不動産業

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
遠藤彰一	公認会計士											
広中和雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤彰一	○	―――	同氏は、公認会計士としての高度な専門知識と経験を有しております。 これらの経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役として職務を遂行していただけると判断しております。
広中和雄	○	―――	同氏は、長年にわたり株式会社デンソーの専務取締役として経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識に基づき、当社の社外取締役として職務を遂行していただけると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の機能を補完するため、役員の選解任及び報酬について審議を行う指名報酬委員会を設けております。社外取締役が過半数を占めて客観的な協議が行われる体制を構築しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は会計監査人から会計監査の方法およびその結果についての報告を受けるとともに、監査役会からは監査体制、監査計画、監査実施状況およびその結果について会計監査人へ報告する等、緊密な連携を図っております。
内部監査室は当社グループ各業務の監査実施にあたり、監査役会と日程調整の上、年間計画を立案し、効率的な監査を行っております。監査結果について監査役会にも報告するなど緊密な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川崎修一	弁護士													
中村昌弘	他の会社の出身者							△						
天野景春	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎修一	○	―――	同氏は、弁護士としてコンプライアンスにおける専門的な知識を有しており、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」及び当社の定める独立性判断の基準を満たしていることから、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
中村昌弘	○	同氏は、取引銀行である株式会社名古屋銀行の取締役頭取を2017年6月に退任しております。	同氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として当社の監査に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」及び当社の定める独立性判断の基準を満たしていることから、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。
天野景春	○	―――	同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる警察官としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外監査役として当社の監査に活かしていただけるものと判断しております。また、東京証券取引所が定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」及び当社の定める独立性判断の基準を満たしていることから、独立性を有するものと考え、独立役員に指定するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす者は全て独立役員に指定しております。

当社における独立性判断基準は次のとおりであります。
なお、対象期間は、第1項については現在および期限の定めのない過去とし、第2項～第5項については現在および過去10年間としております。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社(注1)および関連会社(注2)(以下、「当社グループ」という)の取締役(社外取締役は除く)、監査役(社外監査役は除く)、執行役員または使用人(以下、「取締役等」という)でないこと。

2. 議決権保有関係者
(1)当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその取締役等でないこと。
(2)当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者
(1)当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高5%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
(2)当社グループの主要な借入先(当社連結総資産の5%以上に相当する金額の借入先)である金融機関の取締役等でないこと。
(3)当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門的サービス提供者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)
(1)当社グループの会計監査人である公認会計または監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
(2)弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
(3)専門的サービス提供者の売上高2%以上に相当する金額の取引がないこと。

5. その他
(1)上記1-4に掲げる者(重要でない者を除く)の2親等以内の親族でないこと。
(2)当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

(注1)「子会社」とは、財務諸表規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
(注2)「関連会社」とは、財務諸表規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、現金による報酬と株式による報酬の2つの構成としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の2019年8月期における年間報酬総額は144,367千円であります。
有価証券報告書で役員区分毎の報酬等の総額等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬の決定については、取締役会の諮問機関である「指名報酬委員会」にて、取締役及び監査役の報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役の報酬等については取締役会で決定し、監査役の報酬等については監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役が業務遂行上必要な情報の取得ならびに内部監査部門を含めた社内との連絡・調整に関する窓口は、取締役会事務局が担当し、その支援を行っております。社外監査役については、常勤監査役ならびに監査役スタッフが同様に連絡・調整ならびに情報提供の支援を行っております。

また、監査役の職務を補助する組織として、監査役会の要請に基づき、内部監査室が監査役を補助することとし、さらに監査役会の専属スタッフ1名を配置することで、監査役の補助及び子会社の監査役として、監査業務の効率化および体制の強化を図っております。監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の室長及び室員は、その補助業務の遂行に関して、取締役及び部門長等の指揮・命令を受けないものとし、その独立性を確保しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

―――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社とし、重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役および監査役会により、経営の監督・牽制機能の実効性の維持と向上に努めております。また、会社の持続的な成長を行うために必要なコーポレートガバナンス体制の強化を図

り、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

また、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定と権限、責任の明確化を図るほか、コーポレートガバナンスの強化とリスク管理体制の強化の観点から、社長直属の機関としてコンプライアンス・リスク管理室を設置しております。

経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名報酬委員会を設置して独立社外取締役の適切な関与・助言を得るよう努めております。

なお、コーポレートガバナンス体制に係る重要な機関、組織の概要については下記のとおりです。

(取締役会)
取締役会は、提出日現在8名(うち社外取締役2名)で構成されており、定例の月1回開催のほか、随時発生する課題に対処するため、臨時取締役会を適時開催し、会社法で定められた事項および業務執行に係る重要事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況の監督を行っております。

(執行役員制度)
当社は、迅速で効率的な組織体制を志向し、戦略経営の強化および取締役会の経営監督機能を確立するため、業務執行の分離を可能とする執行役員制度を導入しております。執行役員の業務執行を取締役および取締役会が監督することにより、責任がより明確になると考えております。

(監査役会)
当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成され、毎月の定例監査役会と、随時開催する臨時監査役会にて幅広い協議を重ね、経営に対しても積極的に助言や提言を行っております。監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な社内会議にも出席し、必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務執行について厳正な監査をしております。

(指名報酬委員会)
指名報酬委員会は取締役会の決議により選任された3人以上の委員により構成され、委員の過半数は社外役員としており、取締役の指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、プロセスおよび取締役会機能の透明性・客観性を高めコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

(内部監査室)
内部監査室は、社長の直属の機関として、提出日現在2名配置されており、監査計画等に基づき当社グループの各業務の監査を行っております。監査の結果は、社長および取締役会ならびに監査役会に報告し、必要な改善フォローを行うことにより、内部統制の要として機能を果たしております。

(コンプライアンス・リスク管理室)
コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備のため、コンプライアンス・リスク管理室を設置しております。コンプライアンス・リスク管理室は、財務報告に係る内部統制、業務の適正を確保する体制等を主眼に状況調査を行い、その内容を適宜取締役会に報告を行っております。

(コンプライアンス・リスク管理委員会)
法令遵守の徹底およびリスク管理体制の強化を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は代表取締役社長を委員長とし、取締役および各部門の責任者で構成し、業務上のコンプライアンス・リスク管理に関する課題の調査、分析、対応を実行、管理しております。

(会計監査)
会計監査につきましては、誠栄監査法人と会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、監査を受けております。
2019年8月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名:業務執行社員　渡辺 章宏　古川利成
・監査業務に係る補助者の構成:公認会計士4名、その他1名

(責任限定契約)
当社と取締役(業務執行取締役等を除く。)および監査役は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

重要な経営判断と業務執行の監督を担う取締役会と、取締役から独立した監査役および監査役会によって、経営の監督・牽制機能の実効性が適切に構築、維持されていると考えております。
取締役会では、取締役会規程等に定める決議事項ならびに報告事項が適切に実施され、またそれらに対する社外取締役、社外監査役をはじめ、取締役、監査役による議論や意見を通じて、その実効性が確保されているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知発送前に、当社ホームページおよび東京証券取引所(TDnet)に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主との建設的な対話を行う機会としてとらえております。株主総会に多くの株主が出席できるよう、交通至便な名古屋市内の会場で毎年11月下旬に開催しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、招集通知の英訳版を当社ホームページおよび東京証券取引所(TDnet)にて開示しております。
その他	株主総会において、事業報告等を行うにあたり、運営のビジュアル化を進め、事業状況、議案に対する理解促進を促すことにより、株主総会の活性化に努めております。 また、金融商品取引法に基づき、株主総会議案の議決結果に関する臨時報告書を株主総会終了後に提出しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやコーポレートガバナンスに係る情報等について、法令や証券取引所の定める諸規則に基づく開示を適時・適切に行っております。また、法令や諸規則により定められた以外の情報に関しても、株主や投資家をはじめとするステークホルダーに対する経営の透明性確保の観点から、可能な範囲でタイムリーかつ公平な情報開示に努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所や証券会社等の主催する個人投資家向けのIRイベントや企業説明会等に参加し、企業概要や業績動向および今後の事業展開等について説明を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家およびマスコミ向けの決算説明会を年2回開催するなどのほか、要望に応じて随時個別面談の機会を設け、継続的な対話を行うように努めております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家等への説明会は、証券会社主催のカンファレンス等の場を活用するとともに、要望に応じて随時電話会議や個別面談の機会を設ける等、可能な範囲での継続的な対話に努めております。	なし
IR資料のホームページ掲載	サンヨーハウジングレポート(中間報告書)、適時開示資料、決算説明会資料等を当社IRサイトに掲載しております。 https://sanyo-hn.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	成長戦略部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、当社グループの役職員が日常の活動において遵守すべき指針を「サンヨーハウジンググループ企業行動指針」として定め、周知しております。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	社会･環境問題をはじめとするサステナビリティーへの対応は重要なリスク管理の一部であると 認識しており、日常の事業活動におけるリサイクルの徹底やリサイクル資材･物品の活用、省エネ推進等を全社的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、財務情報や経営戦略･経営課題、リスクやコーポレートガバナンスに係る情報等につ いて、法令や証券取引所の定める諸規則に基づく開示を適時･適切に行っております。また、 法令や諸規則により定められた以外の情報に関しても、株主や投資家をはじめとするステーク ホルダーに対する経営の透明性確保の観点から、可能な範囲でタイムリーかつ公平な情報開 示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定める。
当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
(2)監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視する。
(3)サンヨーハウジンググループ企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長は代表取締役社長が務める。
(4)コンプライアンス体制の充実及びコーポレートガバナンス強化の観点から、コンプライアンス・リスク管理室を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・運用状況を調査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。また、コンプライアンス・リスク管理室はコンプライアンス・リスク管理委員会を所管する。
(5)内部監査室は、法令及び社内規程に従って業務が適切に運用されているかを監査する。
監査結果については、定期的に取締役会に報告する。
(6)法令等の遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。監査役会は係る通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、監査役会は、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会が全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。
(2)コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行う。
(3)内部監査室は、各部門のリスク管理状況の監査を通じ、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
(4)コンプライアンス・リスク管理室は、各部門のリスク管理体制状況を調査し、その結果を代表取締役に報告するとともに、定期的に取締役会に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を取締役会規程に基づき開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。
(2)執行役員制度を採用し、取締役の監視のもとで、業務の分担、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。
(3)取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
(4)中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の定める関係会社管理規程に基づき、当社企業集団における業務の適正を確保する。また、子会社の業務の執行は、各社における社内規程に従って実施し、内部監査室は、業務が実効的かつ適正に行われているかどうかを監査する。
(2)当社は、関係会社管理規程に基づき連絡会議を開催し、子会社の経営内容を的確に把握するとともに業務執行状況を監視する。
(3)コンプライアンス・リスク管理室は、子会社の経営が実効的かつ適正に行う体制になっているかを調査する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)当社は監査役のための監査役スタッフを置くことができる。
(2)監査役スタッフの異動、昇格・降格、報酬、懲罰等に係る決定を行う場合には、常勤監査役の同意を要するものとする。

7.取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告をするものとする。
(2)監査役は、取締役会のほか、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。
(3)監査役に報告を行った者は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
(4)監査役は、監査の実施にあたり、顧問弁護士、会計監査人、コンプライアンス・リスク管理室及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。
(5)監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに会社は当該費用を処理する。

8.財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。

9.反社会的勢力との関係遮断に関する事項
(1)当社及び子会社からなる企業集団は、「サンヨーハウジンググループ企業行動指針」に「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的団体／勢力

に対して常に毅然とした態度で対応し、その脅威には屈しません」と明記し、反社会的勢力排除に向けた基本方針として周知徹底する。
(2)反社会的勢力への対応を統轄する部署を設け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関と連携する等、組織的に対応を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方の中で、以下のように明示しております。

9.反社会的勢力との関係遮断に関する事項
(1)当社及び子会社からなる企業集団は、「サンヨーハウジンググループ企業行動指針」に「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的団体／勢力に対して常に毅然とした態度で対応し、その脅威には屈しません」と明記し、反社会的勢力排除に向けた基本方針として周知徹底する。
(2)反社会的勢力への対応を統轄する部署を設け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関と連携する等、組織的に対応を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりになります。

〈コーポレート・ガバナンス体制〉

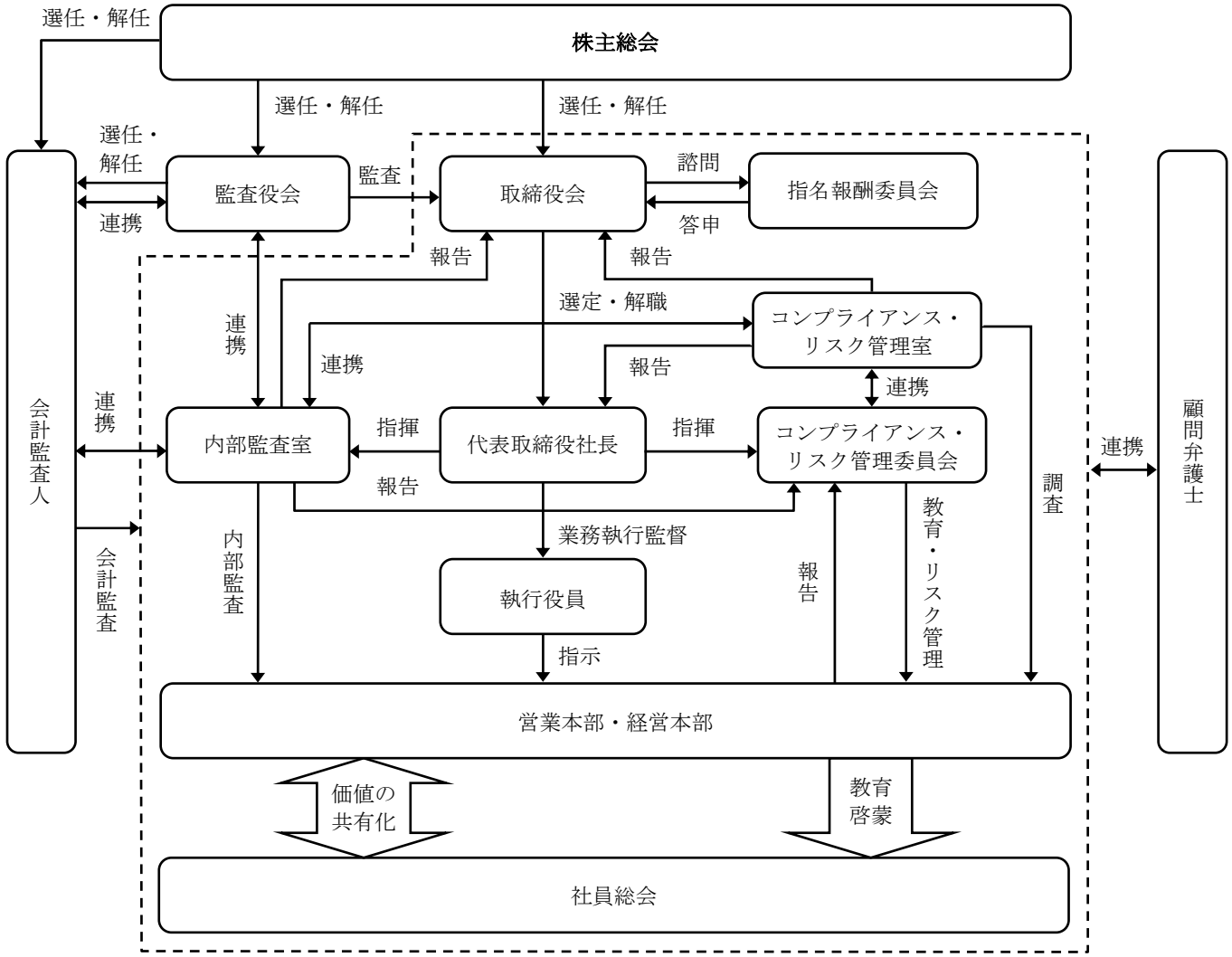
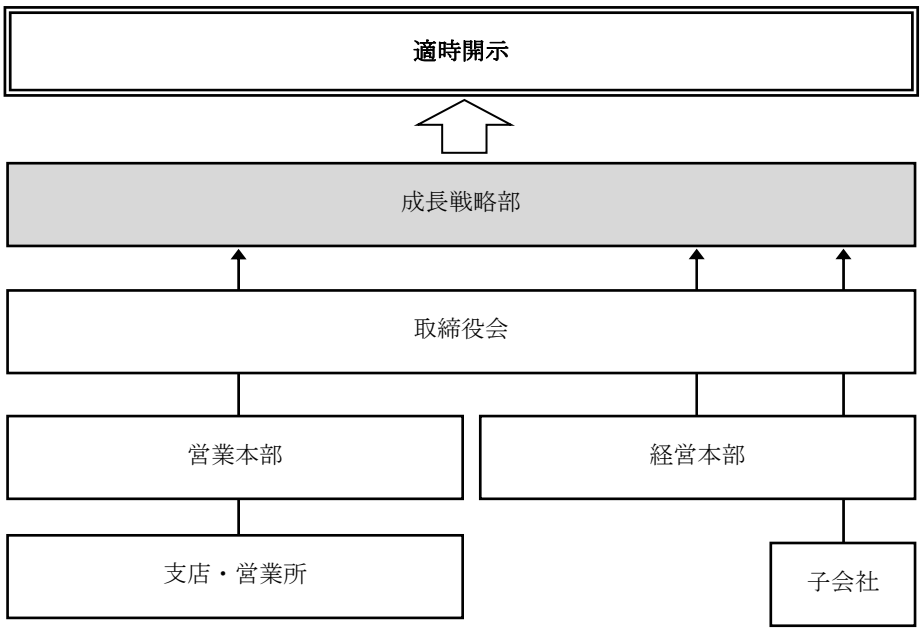
〈適時開示体制の概要〉